政　令

公営住宅法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十六号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項、第二十三条第一号、第二十五条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第四項並びに第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号ト中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の公営住宅法施行令（次項において「新令」という。）第一条第三号トの規定は、令和十年七月一日以後に行われる公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項、第二十八条第一項、第二項若しくは第四項又は第二十九条第一項に規定する収入の計算（以下この項において「収入の計算」という。）について適用し、同日前に行われる収入の計算については、なお従前の例による。

3　前項に定めるもののほか、新令第一条第三号トの規定は、令和十年七月一日以後に開始される公営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び公営住宅法第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日以後に公営住宅の入居の申込みをした者に係る同法第二十三条第一号又は公営住宅法施行令第七条第五号に規定する収入の計算（以下この項において「収入の計算」という。）について適用し、同日前に開始される公営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び同法第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の計算については、なお従前の例による。

国土交通大臣　井林　辰憲

内閣総理大臣　高市　早苗

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十七号

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十五条、第七十三条第六項及び同条第七項において読み替えて準用する同条第二項並びに同法第八十一条並びに第八十一条の二第三項及び第四項並びに同法附則第七条の規定により読み替えて適用する同法第七十三条第一項及び第二項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の五第二項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百二十一条第二項及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第四項第三号の規定に基づき、並びに国民健康保険法を実施するため、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項各号及び第二項各号並びに第二十条第三項中「第七十三条第一項」の下に「又は第六項」を加える。

第二十九条の七第二項第一号イ(3)中「第八十一条の二第五項」を「第八十一条の二第六項」に改め、同号イ(4)中「第八十一条の二第十項第二号」を「第八十一条の二第十一項第二号」に改め、同条第六項第六号中「世帯に六歳」を「世帯に十八歳」に、「被保険者が」を「被保険者（以下この号及び第十号において「十八歳未満被保険者」という。）が」に、「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者に」を「十八歳未満被保険者に」に改め、「前項」の下に「（同項第六号に係る部分を除く。）」を加え、同項第十号中「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下この号において「十八歳未満被保険者」という。）」を「十八歳未満被保険者」に改める。

附則第一条の三第一項の表第十九条第一項第一号の項、第十九条第一項第二号の項、第十九条第二項第一号の項、第十九条第二項第二号の項及び第二十条第三項の項中

第七十三条第一項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第一項

を

第七十三条第一項又は第六項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第一項又は同条第六項

に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ハ中「第五項第三号ホ(1)」を「以下この条」に改め、同条第二項中「第四項」の下に「、第十項第二号及び第十四項」を加え、同条第三項中「第五項」の下に「、第十項第三号及び第十五項」を加え、同条第四項第一号中「規定による承認を受けて」を「申出をして」に改め、同条第六項中「及び第二項」を「、第二項及び第十項」に改め、同条第七項中「第七十三条第四項」の下に「（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第十二項中「第十項」